大阪農業時報
発行所
大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋２-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701～2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 中谷　清

年金のお受け取りはJAで
JAバンク大阪(JA/信連)
JAバンク大阪へ　検索

主な記事

◎都市農業基本計画10年で課題と今後の対応を取りまとめ……2面
◎地域計画実現に向け検討開始……3面
◎なにわ農業賞受賞者紹介82泉南市・赤井隆夫さん……5面

万博に大阪産(もん)が続々登場

大阪産農産物の魅力発信中！

大阪産をＰＲする吉村府知事

大阪府・大阪市は5月9～11日、２０２５大阪・関西万博で「地域の魅力発見ツアー～大阪43市町村の見どころ～」を開催した。

大阪の食文化を発信する「たべなはれ」ゾーンでは、地域の名物料理や特産品、大阪産(もん)を活用した万博特別メニューなどを提供する19のブース(市町村18・府環境農林水産部1)が出展された。

ステージでは吉村洋文府知事が大阪産を豊富に使用した万博弁当・春の陣などを実際に味わって魅力を伝えるトークイベントが行われた。

また4月20～26日には、松原市がＪＡ大阪中河内松原市地区難波葱部会（稲田元正部会長）と大阪エコ農産物まったら愛っ娘推進協議会（上田悦男代表）などの協力のもと、松原市産農産物のＰＲイベント「まったらおむすび&みそまるショウ」を開催。

なにわの伝統野菜の難波葱を具材にしたおむすびと、難波葱に加えて同市ブランド農産物「まったら愛っ娘」のコマツナなど使用した即席みそ汁の素「みそまる」を提供した。

4月25日には稲田部会長と上田代表がステージに登壇し、生産者の声を直に届けた。

（林佑）

稲田部会長(中央)と上田代表(右)

万博弁当などを販売する大阪府ブース

風速計

連日賑わいを見せる大阪・関西万博の会場で先月、長寿番組「徹子の部屋」の公開収録が行われた。ゲストは岸和田出身の世界的デザイナーのコシノさん3姉妹。今も岸和田に実家があり「だんじり祭」の思い出話に花が咲いた◆先日の「大阪ウィーク」では、大阪の食や伝統文化を国内外に発信。府内各地からだんじり等が集結。勇壮なやりまわしを披露した。トークショーに出演した吉村知事は、水なすや泉州たまねぎなど、大阪産（もん）の魅力を力強くアピールした◆日本食・食文化の魅力を活かした輸出拡大を重点の一つに掲げた食料・農業・農村基本計画が4月に閣議決定。これに基づく施策展開が進みつつある◆自由貿易の理念からかけ離れて、自国第一主義がまかり通りかねない昨今。せめて食料自給率向上は妥協できまい。

（北川）

都市農業基本計画10年で課題と今後の対応を取りまとめ
全国農委都市農政対策協

全国農業委員会都市農政対策協議会（会長・青山俏東京都農業会議会長、事務局・全国農業会議所、以下「都対協」）は5月14日開催の令和7年度通常総会で、2年にわたる調査・検討を経て取りまとめた「都市農業振興基本計画策定から10年にあたっての課題の整理と対応について（以下、「取りまとめ」）」を決定。

同日に青山会長が全国農業会議所の國井会長に手交し、取りまとめの中で整理した地域農業の振興と農地保全に向けた方策について、全国的な対応に協力を求めた。

取りまとめは、都対協が実施してきた事務局長会議や現地研究会、都市農業・農地基本政策作業部会等における約2年間の協議を重ねて、整理したもの。

①都市及びその周辺の農地の保全について、②農業委員会活動の積極的な展開に向けた6つの取り組み、③さらなる都市農地保全と農業振興に向けた要望の3つの柱で構成されている。

都市及びその周辺では農地転用が進み大規模な開発に伴うものも散見。周辺の土地利用や農業者の営農意欲にも大きな影響をもたらしている。こうした課題については、都市農政対策に限らず全国的な対応が必要なため、全国農業会議所並びに農林水産省に対して検討を求めた。

農委が強化する必要がある取り組みとして、①都市農業の持つ機能と役割の普及・実現、②地域農業の担い手の確保・育成、③生産緑地に係る法・制度の活用、④農家の相続対策の啓発、⑤農業委員会法第38条に基づく「意見提出」の実施、⑥研修等の充実の6つを挙げている。

とりわけ、都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定・見直しについては、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画と一体として、市町村の農業振興計画の中で位置付けた取り組むよう、記載している。

また、4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の中でも、貸借実績が低調である旨、記載された都市農地貸借円滑化法の啓発については、生産緑地制度の活用と併せて積極的な対応を図ることとした。

こうした農委等の取り組みを促進し、都市農地の保全と農業振興が図られるよう、農業体験農園の推進・整備、生産緑地の指定促進、支援施策の充実と農業税制の改正、農委の体制強化等の施策についての要望事項を整理した。

（北川）

円滑化法の本旨を解説
都対協でリーフレット作成

全国農業委員会都市農政対策協議会（青山俏会長）は、このほど、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、円滑化法）を農家や関係者に周知・啓発する全4ページのリーフレットを作成した。

円滑化法は、都市農地を将来にわたり保全する目的で、平成30年に制定された法律である。都市農地を保全するための選択肢を拡げた制度という性質を踏まえ、農地を貸す際の不安の声や相続時の誤った理解に対し、本来の趣旨を丁寧に伝える必要がある。

リーフレットでは、自作が困難となっている都市農地所有者に対して円滑化法による貸借を行う意義・メリットをわかりやすく解説するという内容を漫画形式で紹介し、裏面では円滑化法や納税猶予制度の仕組みについて詳しく解説している。

漫画では、円滑化法等による貸借は契約期間が満了すれば必ず農地が返還されること、納税猶予適用農地を貸しても期限の確定にはならず、相続発生後も貸し続けることで納税猶予の適用を継続できること、地域の関係機関・団体が協力して地域農業のための農地活用を検討することで、学校給食への提供や直売所での販売など都市部ならではの特長を活かした事例もあることなどに言及している。

また、円滑化法による貸借の最大のメリットが、相続税納税猶予制度の適用を受けることで次の世代に農地を引き継げるという点にあることを強調。「わが家に農地を残すための手段」として家族でよく話し合い、活用を検討して欲しいと呼びかけて締めくくっている。（沼田）

都市農地貸借円滑化法等で貸し付けた農地
相続税納税猶予制度の活用で保全しませんか!!

リーフレットの漫画より抜粋。円滑化法は相続発生までの一時しのぎの制度ではなく、都市農地を次世代に引き継ぐために有効な制度だと説明。

地域計画実現に向け検討開始

農業会議が府「高度利用可能農地確保事業」を受託し、実施する「地域計画実現対策支援事業」について、3月末で10市町村から事業要望があった。

この事業は4月号で既報のとおり、地域計画作成時の意向調査で「農地を貸したい」とした農家やその周辺の農家も含め、長期貸借やハウス整備、永年性果樹の栽培が可能かなどの詳細意向や条件を聞き取り、一定規模で同じ意向を持つ農地を「農地カルテ」としてまとめ、農地の受け手に提供できる農地情報を収集するもの。

このうち、9市町村と府、農業会議が5月末までに候補地域の選定の考え方やスケジュールなどについて検討した。候補地域の選定に際しては、集落座談会で「貸したい」とする農家の意見が多く、地域として一定規模の農地がまとまる見込みのある地域。既に市町が農家に法人や企業への貸付け意向を確認し、貸したいとの意向を示した農地とその周辺を対象とする地域。今後、農業委員会、府などと検討して地域を選定するなど様々である。

ただ、いずれの市町も農家への意向確認には地域の農業委員・推進委員や実行組合長などの理解・協力が必須であることから、農業委員会の定例会や個別に面談するなどして事業目的や調査方法を事前説明するように進めている。

今後、残る市と検討するとともに、先行して意向調査を行った市町での調査手法や結果をもとに、他市町村の調査に横展開していく。（藤岡）

6年度に88%が最新化　サポートシステム利用状況

農業会議では今年度、各市町村農業委員会における農業委員会サポートシステムの利用を促進。3月末時点の調査及び、その後のヒアリングにより37農委（88・1%、守口市は不参加）が6年度中に何らかの方式で最新化に向けた取り組みを行ったことが分かった。

5年度末時点で最新化を図っていたのは、32農委であったため、最新化を行っていない市町村は11農委と半減。特に、地域計画策定市町村では35農委中34市町村（97・1%）が最新化しており、目標地図作成をはじめとした地域計画業務に直結するシステムであることが整備の進んだ一因と考えられる。

地域計画関係では、今後も計画変更などでシステムの活用が想定されているが、同システムについては、農地法上で農地台帳の作成・公表義務が規定されており、日常業務の一環としての管理も重要。更にはeMAFF（電子申請サービス）の活用や、各統計調査への対応など様々な業務に関わるもので、台帳情報の公表義務のない全域市街化区域の市町村も含めた利用促進が求められている。

更新を試みた市町村も含め、更新が一部遅れている理由については、人事異動に伴い作業ノウハウを継続できないなど操作方法が分からない例や、要更新項目の整理ができていない等を挙げる市町村が散見される。

既存ベンダ（注）の協力を得て更新した農委や、住民基本台帳・固定資産課税台帳の突合作業で台帳情報を補正した農委もあるが、これ以降も農委が継続して更新を行えるよう、農業会議では、各市町村の実態に応じた更新方法の提示や操作支援を行う。（沼田）

（注）IT業界で使われる供給元や販売者を指す用語

農業委員会サポートシステムの日常的な活用と意向調査結果を踏まえた地図作成のイメージ図

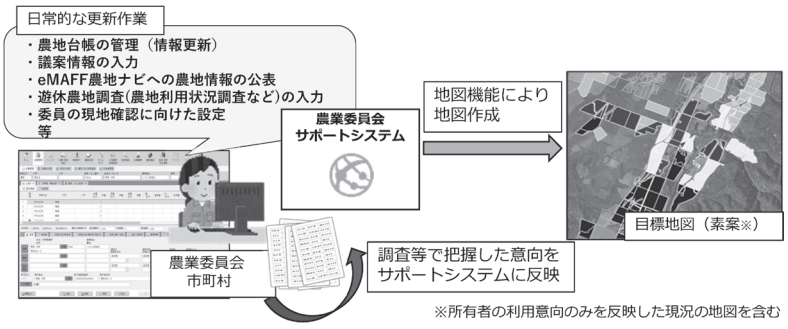

※所有者の利用意向のみを反映した現況の地図を含む

月間農政ファイル　4・21～5・26

4・25　農水省は、自民党食料安全保障強化本部などの合同会議に「農業構造転換集中対策期間」と位置付ける今後5年間の施策の柱を示した。具体的な対策の項目として農業農村整備（農地の大区画化）、共同利用施設の再編・集約化、スマート農業、輸出産地育成を掲げる。

5・19　農水省は、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会で中長期的に土地改良事業の指標となる新たな「土地改良長期計画」の骨子案を示した。次期計画には生産コストの低減、農業水利施設の持続的な機能確保、国内需要を踏まえた生産拡大、農業の所得向上・雇用創出が新しく盛り込まれる予定。8月の閣議決定を目指す。

5・26　農水省は、政府備蓄米の放出について、一般競争入札をとりやめて随意契約に見直し、約30万トンを大手小売業者に直接売り渡すことを発表した。6月初旬にも店頭価格2000円程度で備蓄米を購入できる状況を目指す方針。国による同量の買い戻しは行わない。

第2回農地法等業務推進検討会
残土処分目的の農地造成事業への対応を報告

大阪府農業委員会職員協議会は5月12日、大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで第2回農地法等業務推進検討会を開催した。

各農委からの相談案件では、前回検討会で経過報告した農地中間管理事業による農地売買事業の実施及び高額賃料による貸借の取扱いについて、引き続き大阪府、農地中間管理機構（みどり公社）、農業会議の三者で6月以降も継続協議する旨を報告。

また、河内長野市農委から農地造成疑義案件への指導事例の報告があった。農地造成後の営農計画の審査において、具体的な作付け計画や、営農者の状況等の詳細な聴き取りを行うとともに、必要資料の提出を求める等、粘り強く指導。その結果、埋め立てが目的の農地造成であると指摘・指導し、事業断念に至り見せかけの農地造成事業実施を回避したとの説明があった。

大阪府からの情報提供では、農地転用に係る地域計画の変更（除外）手続きにおいて、該当市町村の運用状況の報告があった。併せて2アールを超える農業用施設の転用にかかる地域計画の変更手続きにおいて、事前に地域計画の変更が必要か、もしくは、農業的土地利用であることから、軽微な変更として事後変更で足りるとするかについて、確認することになった。（増山）

農地区分の判断に注意
7年度からは地域計画の除外も
大阪府農地法初任者研修

大阪府農政室は4月21日、令和7年度農地法初任者向け研修会を咲州庁舎で開催し、農委の事務担当者らが出席した。

研修会ではまず、農業会議から農地法第3条関係について説明。農地法の適用対象となる農地の定義や各許可要件等について解説した。

次に大阪府から農地法第4条・5条関係について、許可不要となる場合や、許可を要する場合の審査方法について説明。地域計画が策定された令和7年度からは、農地転用許可申請に先立って地域計画の除外が必要なことにも触れた。

また、農地区分の判断を誤って優良農地で転用を認めた場合には、農業上の利用に支障を及ぼすことにもなりかねないため、先入観に囚われず、各案件を慎重に判断することが重要であると注意喚起した。（田村）

農地法の許可基準等を確認
枚方市農委研修

枚方市農業委員会（上山芳次会長）は5月12日、同市役所で農業委員会研修を開催。農業会議から田村総務課主幹が出席し、農地関連制度について説明した。

具体的には、常設審議委員会審議案件が大規模化・多様化している傾向が見られる中、農委における審査業務が複雑化していることを説明。先入観に囚われず改めて立地基準・一般基準を確認し、各案件を審議することが重要であるとした。

また、農地区分の判断については、農業機械が容易に横断・迂回できないため集団農地を道路で分断する事例や、街区面積に占める宅地面積割合が4割を超える事例について、実際の転用案件を例に挙げながら確認した。（田村）

新たな運動を軸に活動を推進
農委事務局長会議

農業会議は、5月1日に大阪市内・シティプラザ大阪で市町村農業委員会事務局長会議を開いた。56人が出席した。

会議では、冒頭に、北川専務理事兼事務局長が農業・農業委員会組織をめぐる情勢を報告。

続いて、新たな「農地を活かし、持続可能な大阪農業を創る運動」推進計画の内容に触れ、農地利用の最適化推進、農地転用許可事務関連のほか、地域計画策定状況と実現に向けた取り組みについての支援、なにわ農業賞、農業者年金の加入推進、女性委員向けの研修の実施、全国農業新聞の普及推進などについて、事務局の各担当者からそれぞれ事業内容を説明した。（中島）

府が地域計画変更の参考資料作成
農委担当者会議

5月23日に大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで開催した農業委員会業務担当者会議では、農業委員会事務局長会議での説明項目に加え、大阪府が5月13日に作成した「《参考資料》地域計画変更のポイント」について」を紹介した。

昨年度後半から市町村農業委員会や市町村からは、地域計画を変更する際の手続きが他市町村と大きな差がないように模範例を示してもらいたいという、要望があった。

その要望に応え、この資料では、事前に地域計画の変更が必須な農地転用と異なり事後の変更が可能な事例、集落座談会の場で事前に決定すべきこと、詳細な変更手順と根拠となる基盤法や施行規則の条項、参考様式などが掲載されている。市町村によって状況が異なるため、府は一律のマニュアルではなく、参考資料として作成・提供している。（藤岡）

農薬の適正使用の徹底を
6～8月は農薬危害防止運動月間

農薬の使用機会が増える6～8月にかけて、全国で「農薬危害防止運動」が展開される。「農薬取締法」や「毒物及び劇物取締法」に基づく正しい知識を普及し、安全かつ適正な使用と保管管理、使用現場における周辺環境への配慮に努めてもらい、農薬事故等の未然防止を図ることが目的。

大阪府では、①農薬ラベルに記載の使用基準の確認と使用履歴の記帳、②土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理、③農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策、④誤飲を防ぐため、施錠による保管などの徹底を呼び掛けている。

（光崎）

全国農業図書案内
■2025年度　農業委員会業務必携　92号

毎年度刊行する最重要の必携図書。令和7年度以降の「地域計画」の取り組みを特集するとともに、農地利用の最適化をはじめとする農業委員会業務の進め方を説明。研修会での利用もお勧めできる分かりやすい構成。（5月末刊行、コードR07-10、1496円、A4判）

なにわ農業賞受賞者紹介82
古くからの花き産地に根差して
泉南市・赤井　隆夫さん

平成29年に「なにわ農業賞」を受賞した赤井隆夫さん(66)は、泉南市信達市場で約1ヘクタールの農地を活用し、アイリス、グラジオラス、ユリの切り花を栽培している。泉南市は、他地域に先んじて被覆資材を活用した先進的な花き産地として知られ、昭和40年代には共選共販体制が確立。隆夫さんの花は、JAを通じて東は仙台、西は広島まで広く流通している。

隆夫さんの父の代までは野菜農家だったが、隆夫さんが花きに転換。当初、父からは慎重な意見もあったが、地元の花き部会組合長に何度も相談を重ね、手探りでのスタートながら着実に経営を確立。以来40年近く、試行錯誤と改良を重ねながら花き生産に取り組んできた。

アイリスやグラジオラスは、球根サイズが大きいほど花の丈や花弁の展開に優れ、市場での評価も高いため、種球の選別は特に重要視している。施設栽培であるため、近年の資材・燃油価格の高騰は経営に大きな打撃を与えているが、それでも品質を落とさず、花屋が「また買いたくなる」ような花づくりを追究し続けている。

令和6年には、経営の主体を次男の俊喜さん(38)に移譲。俊喜さんはかつてオランダに留学し、現地の大規模花き経営や市場流通、品種の使い分けなどを学んだ。帰国後は隆夫さんのもとで実践経験を積みつつ、得た知識を経営に応用してきた。

また、俊喜さんは、10年以上にわたり貝塚市で開かれている若手農業者の直売イベント「ベジナイト」に参加。花や野菜を直売しながら消費者と交流し、切り花の魅力や地元農業をPRしている。

隆夫さんは「これからは時代に応じた売り方を考えることが必要。息子のやり方を尊重していきたい」と話す。俊喜さんも「泉南市は府内でも貴重な花の産地。この地に根差し、これからも花栽培に取り組んでいきたい」と次代を担う意気込みを話してくれた。

（沼田）

隆夫さん（左）が30代の頃に建てたハウスで。「継いだのは農業が好きだったから」と俊喜さん

183経営体に57ヘクタールを転貸
6年度農地中間管理事業実績

（一財）大阪府みどり公社（農地中間管理機構）は、令和6年度の農地中間管理事業実績をとりまとめた。

同事業での昨年度転貸実績は、183経営体に対する603筆、56・6ヘクタール。4年度が52・8ヘクタール、5年度が60・8ヘクタールであり、高水準での推移が続いている。

転貸面積を市町村別に見ると、富田林市が最も多く17・5ヘクタールであり、岸和田市5・1ヘクタール、貝塚市5ヘクタールが続いた。

富田林市の転貸面積のうち、10・9ヘクタールは同市伏見堂・横山地区における農地中間管理機構関連農地整備事業によって整備された農地であり、既に認定農業者等による営農が開始されている。

（田村）

令和6年度農地中間管理事業実績

	新規借入			貸付		
市町村	戸数	筆数	面積(㎡)	戸数	筆数	面積(㎡)
高槻市	12	25	14,930	11	25	14,930
茨木市	5	5	4,113	6	6	5,019
豊能町	22	39	40,970	20	40	41,370
能勢町	13	24	39,082	7	24	39,082
箕面市	7	28	11,822	4	28	11,822
和泉市	16	32	32,899	11	45	40,008
熊取町	5	16	8,517	4	16	8,517
田尻町	2	2	3,194	1	2	3,194
岸和田市	24	44	45,240	20	52	50,549
貝塚市	22	35	45,065	14	39	49,525
泉佐野市	1	1	1,295	1	1	1,295
太子町	1	4	4,004	1	4	4,004
河南町	14	20	19,333	11	23	24,969
千早赤阪村	8	13	13,267	8	14	14,394
富田林市	33	73	53,343	21	169	174,707
羽曳野市	22	55	32,352	17	53	31,825
八尾市	3	14	7,977	3	14	7,977
東大阪市	2	3	2,029	2	3	2,029
枚方市	13	20	22,248	10	20	22,248
四條畷市	1	1	1,042	1	1	1,042
堺市	11	15	12,507	10	24	17,670
合計	237	469	415,229	183	603	566,176

※小数点以下の端数処理に伴う誤差あり。

天気のおっちゃんのコラム

気象予報士、元普及指導員　森田　彰朗

第十五回
「積乱雲に注意」

恐ろしい落雷

去る4月10日、奈良市内で部活中の中学生が落雷の被害を受け、一時、2人が意識不明となりました。「地震・雷・火事・おやじ」といいますが、雷による事故は発生数こそ少ないものの、致死率は7割を超えます。

今回は、雷などの災害をもたらす積乱雲について解説します。

「大気不安定」が発生の目安

積乱雲は写真のように、遠くから見ると背が高く、大小の丸い突起があり、入道雲ともいわれます。特に、頂上が平らになっているとき（かなとこ雲）は危険です。高さは15キロを超えることもありますが、直径は通常数キロから十数キロ程度と小さく、急に曇ってきたと思ったら、いきなり雷が発生します。

地表付近が高温湿潤で、上空に寒気が入っている「大気不安定」の状況のとき、上昇気流が起こると、積乱雲は急激に発達します。山地で雷が多いのは、山に気流が当たり上昇気流が発生しやすいからです。

積乱雲のもたらす災害

積乱雲が発生すると、激しい気象現象が起こります。単独の積乱雲であれば、継続時間は長くて1時間程度ですが、短い時間で落雷のほか、浸水や降ひょう、突風など、災害をもたらすこともあります。天気が急変するので、注意が必要です。

雨雲レーダーをまめにチェック

積乱雲は予測しにくく、どこに落雷するかがわかりません。天気が怪しくなってきたら、スマホのお天気アプリや気象庁のサイトで雨雲の動きをチェックするようにしましょう。

ワンポイント農業気象（6月）

梅雨前線による雨・多湿
熱中症対策

積乱雲（森田彰朗撮影）

通常総会提出議案などを審議
第58回理事会

農業会議は５月21日、大阪市内・ＪＡバンク大阪信連事務センターで第58回理事会を開いた。

第１号議案では、６月開催の第１６１回通常総会の付議事項を決定。令和６年度事業報告及び収支決算承認の件、市長会の改選に伴う理事補充選任の件を議案として上程することとした。

また、第２号議案では、大阪府の職員の旅費に関する条例の改正に伴う一般社団法人大阪府農業会議理事、監事等及び職員の旅費支給規程の改正について承認した。（中島）

春の褒章
木下良三氏が受章

令和7年春の褒章で、元岸和田市農業委員会会長で、大阪府経営者会議相談役の木下良三氏（83）が黄綬褒章を受章した。

長年農業の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有し、大阪農業の振興に寄与した功績によるもの。

木下良三氏

第110回常設審議委員会

農業会議は5月21日、第１１０回常設審議委員会を大阪市内・ＪＡバンク大阪信連事務センターで開いた。

第１号議案の農地法第４条及び第５条の規定に基づく意見聴取に回答する件（高槻市、箕面市、貝塚市、太子町、富田林市、大阪狭山市、八尾市、枚方市、寝屋川市、大東市農業委員会会長）13件（１万３４８４平方メートル）を許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。

委員からは大手建設会社の一時転用（仮設工事事務所）の期間継続の再申請を、失念し提出が遅れたことについて、会社の法令遵守が問われるので、市農業委員会として、今後この様な事が無いよう厳しい対応をしてもらいたいとの意見があり、市担当者からは、対応する旨の回答があった。

【第１号議案】

	件数	面積（平方メートル）
第４条	２	２５２３
第５条	11	１万　９６１
合　計	13	１万３４８４

（農地区分別件数は、３種農地10件、２種農地３件）

憲法施行記念式
大阪府知事表彰

大阪府は5月7日、大阪市内の大阪国際会議場で憲法施行記念式を開き、産業、自治、教育、文化などの各分野で功績のあった方の表彰を行った。

今回表彰されたのは、７団体、３６１人。農業功労者（農林水産関係）として、農業会議副会長で岸和田市農委会長を務める谷口敏信氏（いずみの農業協同組合代表理事組合長）をはじめ、森川雅恵氏（八尾市農業委員）などが受賞。また、市町村関係組合長理事）が受賞した。

で西口誠一氏（守口市農業委員会会長）、地縁団体関係として石﨑勇氏（大阪府農業共済組合

地区連総会、各地で開催

４月から５月にかけて、府内で農業委員会連合会の総会が開催された。

概要は次のとおり（①開催日、②開催場所、③農業会議出席者）。

○南河内地区農委連合会（会長・藤井勝美藤井寺市農委会長）
①４月24日、②藤井寺市役所、③北川専務理事兼事務局長

○三島地区農委連合会（会長・森本茂高槻市農委会長）
①４月28日、②高槻市内・クロスバル高槻、③北川専務理事兼事務局長

○泉北地区農委連合会（会長・北島政夫泉大津市農委会長）
①５月13日、②泉大津市役所、③北川専務理事兼事務局長

○北河内地区農委連合会（会長・友田正直交野市農委会長）
①５月22日、②枚方市役所、③北川専務理事兼事務局長

新たに１３２件を認定
府農業経営計画認定審査会

大阪府農業経営計画認定審査会（会長・坂本義信大阪府みどり公社調査役）は３月24日、ＪＡバンク大阪信連事務センターで令和６年度大阪府農業経営計画認定審査会（第２回）を開き、知事から諮問のあった１３２件の大阪版認定農業者の農業経営計画を適当であると認め、同日付で答申した。

33市町村から申請のあった１３２件のうち、年間販売額50万円以上をめざす「地域貢献型農業者」は１１４件、「エコ認証」が16件、「地域営農組織」が２件となった。

法人・組織を除く１３０件の内訳を年代別にみると、「70～79歳」が57件と最も多く、次いで「60～69歳」（32件）、「50～59歳」（14件）の順となった。

地区別では北部37件、中部49件、南河内24件、泉州22件。

大阪版認定農業者制度は、平成20年施行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、地産地消等に取り組む小規模な農業者等の経営計画を認定するもの。（北川）

国家要望等について協議
経営者会議役員会

大阪府農業経営者会議（稲田元正会長）は、5月15日に大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで役員会を開いた。

会議ではまず、昨年12月12日に開催した大阪府農林水産部幹部職員との意見交換会の内容を踏まえた国への要望事項について協議。地域計画実現のために集中して農地を引き受ける中核農家に対する支援策の充実、中高年世代に対する就農支援制度の拡充の2点を要望することとし、必要な支援策について話し合った。

続いて、令和7年度事業についても協議。会員からの意見を踏まえ、民間サービスを利用した単発・短時間の人材雇用や、AIの導入について、今後、研修や情報提供などを検討することとした。

この他、会員拡大に向けた取り組みについて協議したほか、近畿農政局大阪府拠点から農福連携推進についての協力依頼があった。（沼田）

お知らせ

大阪府農業会議
第161回通常総会

◇日時　6月17日（火）
　午後1時30分
◇場所　大阪市内・KKRホテル大阪
◇議案
　令和6年度事業報告及び収支決算承認の件、理事補充選任の件

※総会終了後、農委だよりコンクール・全国農業新聞表彰状授与式を実施いたします。

随　想

都市農業のマネジメント
その主役は農家だ

摂南大学客員教授
北海道大学名誉教授　柳村　俊介

5年前に新設された摂南大学農学部に着任し、地元の京都府八幡市など、これまで触れる機会が無かった関西の農業と関わるようになった。現在は主に野菜の生産、販売に関する調査を進めている。

住居を定めたのは奈良市で、自宅周辺には田畑が散在し、生産緑地の札が立つ。マンション4階の自室から農作業の進み具合を観察する毎日だが、その印象に基づいて、大阪府農業でも重要な課題になっている「農空間の保全」について思うところを書いてみたい。

かつての都市農業は、転用圧力のなかでいかに農地と農業を守るかが課題になっていた。今も消えたわけではないが、その圧力は弱まり、農業は都市に必要な要素として位置付けられるようになった。

新たな観点から都市農業を再定義したのが2015年の都市農業振興基本法であることは改めて言うまでもない。

自宅の周囲にはマンションが建ち並ぶ区画と戸建て住宅の区画があり、それらにはさまれたところに農家住宅と農地・林地がひろがる。どこでも見られる光景で、農家が所有・管理する部分がかなり残っている。

私が注目するのは貸農園で、さほど多くはない区画に分けられた小農園が点在し、全体では農地の一定割合を占めている。

当然のことながら貸農園の利用状況はまちまちだ。利用者はめいめい好きな作物を選んで栽培。技術や熱意の差を反映して作物の出来も各様で、立派な野菜が育つとなりに可哀想な状態の何かがある。周年栽培の畑と裸地も同居している。

農園単位で見ると、パラソルやベンチ、はてはBBQセットやドッグランを備えたレジャー農園も出現し、貸農園ビジネスを多角化する動きがあるようだ。ゴージャスな設備の一方、格納庫がある農園は少なく、道具や資材は、利用者が小さな収納棚を設置するか、さもなければ放置されたままだ。

農家が自作する農地と比べると違いは歴然としていて、屋敷や農地の片隅に農機具庫・倉庫をもつ自営農業は周囲に融け込んでいる。やはり長年の歴史が地域と調和した農業をつくりあげているのであろう。

だが貸農園はそうはいかない。自作が難しくなった農地を、家庭菜園をもちたい住民に貸し付けることは、都市農業の多様な機能の発揮につながるが、地域環境の視点、例えば都市景観から見ると、作物や資材が雑然と存在する貸農園が良好な環境を形成するとは言えない。

都市と農業の関係は予定調和ではない。良好なものにするにはかなりの努力が必要だ。言い換えると都市農業マネジメントの課題がここにあり、その主役が農家となることは疑いない。都市農業の難しさと醍醐味があると思う。

◇筆者の紹介（やなぎむら　しゅんすけ）
1955年神戸市生まれ。北海道大学農学部卒業、同大学院を経て日本学術振興会奨励研究員・特別研究員、コーネル大学農業・生命科学部（米国）の客員准教授、酪農学園大学酪農学部、宮城大学食産業学部、北海道大学大学院農学研究院の教授、摂南大学農学部の特任教授を経て、現在、摂南大学客員教授、北海道大学名誉教授。専門分野は農業経済学で、農業経営の継承問題等の研究に従事。